

## 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体は厳しい財政状況の中、様々な行政課題に的確に対応していくため、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 地方交付税について

地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼ることなく、交付税法の趣旨に立ち返り、法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、総額を確保すること。

#### 2. 地方財政の充実強化について

- (1) 今後とも各市が増大する行政需要に的確に対応できるよう、引き続き地方の一般財源の総額を確保すること。
- (2) 地方法人課税の見直しの議論にあたっては、見直しにより大きな影響を受ける可能性がある自治体を始め、地方の意見をよく聴き、各市の財政運営に支障を来たすことがないようにすること。
- (3) 法人実効税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにするとともに、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。また、地方法人税については、地方交付税の財源とされているが、地方自治体が取り組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃もしくは税率の引下げにより法人住民税法人税割税率の引上げを図ること。
- (4) 固定資産税における償却資産課税は市町村の基幹税源であり、かつ、都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するために市町村が取り組む貴重な財源となっていることから、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。また、平成30年度税制改正大綱による軽減措置については3年間の期限を厳守するとともに、普通交付税による一部減収補填ではなく、個別法等により全額減収補填を行うこと。

- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 超低金利政策を背景に、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、年利等の対象要件を緩和すること。
- (7) 庁舎の耐震化や建替え事業等を対象とする公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合った柔軟な制度とするとともに、公共施設等の老朽化が進み、財政負担の軽減・平準化に向けた施設の集約化・複合化、長寿命化等を推進するため、除却事業についても同事業債の元利償還金に対する地方交付税措置を講じること。  
また、公共施設等適正管理推進事業債について、公共施設等総合管理計画に基づく事業が確実に実行できるよう、措置期間（平成29年度から平成33年度まで）を延長又は撤廃すること。
- (8) 人づくり革命に関する各種施策やその負担のあり方についても、地域の第一線で実務に当たる地方の意見を十分反映すること。

### 3. 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）について

- (1) 平成31年度から導入見込みの森林環境譲与税（仮称）による「新たな森林管理システム」において、森林経営・管理を担うことになる市町村の役割、負担が非常に大きくなることが予測されるため、国・県の支援体制も含めた関係機関の協力体制や管理すべき森林の基準について、平成30年度中に法令等を整備すること。
- (2) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）に係る施策の確実な実施のため、専門員だけではなく市町村職員の増員等体制の強化が必要であり、これに係る財政支援措置を講じること。
- (3) 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮するためには、「森林のリサイクル」が重要であり、主伐をはじめ、根付・下刈・枝打ち・除伐・間伐などの森林整備や、ICT化による森林管理を促進するための費用を森林環境税の施策の対象とすること。
- (4) 森林の環境保全の促進とともに、木材利用の拡大に向けて、間伐材の安定的供給が必要であるが、搬出運搬等の経費が嵩むことや国事業による間伐材の搬出基準制限があるため、搬出促進に向けての取組ができるよう制度設計を構築すること。

### 4. 地方創生の推進について

- (1) 地域再生法に位置づけられた、地域再生計画の認定に基づく地方創生推進交付金及び地方創生応援税制については、地域の実情に応じて活用できるよう制度緩和を行うとともに、地方版総合戦略の施策を継続的に実施するために必要となる所要額に対し継続的な財源措置を講じること。
- (2) 地方独自の創意工夫により実行する地方創生の戦略的取組について、より効果的に

支援する地方債を新設すること。

- (3) 自立的で継続的な地域づくりを実現するため、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増加させる施策に対し、十分な財政支援を行うこと。

#### 5. ふるさと納税について

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例制度における、個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、都市自治体の負担が増大することがないように、国において地方特例交付金による全額補填措置などの財源措置を講じること。
- (2) 平成29年及び平成30年の4月に、ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する通知が総務省から出されたが、自治体により対応が分かれていることから抜本的な見直しを行うとともに、全国の自治体でふるさと納税の趣旨に沿った責任と良識ある対応が徹底され、制度が持続・発展していくよう対策を講じること。

#### 6. 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度のシステム導入及び改修並びに個人番号カード交付等運用に係る経費については、継続的に全額財政措置するとともに、現在自治体に対応が求められている「女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実」をはじめ、今後、国が対応を求めるシステム改修に係る経費については、全額国庫負担とすること。

#### 7. 地方税共通納税システム導入に伴うシステム改修費用等の財政支援について

地方税共通納税システムについては、平成31年10月1日の稼働が決まっているものの、現段階では詳細設計が示されておらず、短期間での対応が必要となるなか、都市自治体が負担するシステム導入に伴う税務基幹システムの改修費用等が嵩むことが予想されるため、国が財政支援を行うこと。

#### 8. コンビニ交付サービスの導入・運用に係る財政措置について

- (1) コンビニ交付サービス導入に伴う経費及びランニングコストに対する財政措置について、金額の上限及び導入後3年間としている措置期限を見直し、財政措置を拡充すること。
- (2) 参加団体数の更なる増加を踏まえ、コンビニ事業者へ支払うコンビニ委託手数料及び地方公共団体情報システム機構へ支払う運営負担金の減額を図ること。

#### 9. 法人市民税の還付加算金について

法人市民税の中間納付額の還付に係る還付加算金について、廃止も含め、還付金の起算日を見直すなど、そのあり方の見直しを行うこと。

#### 10. 非強制徴収公債権又は私債権の管理業務に関する権限強化について

非強制徴収公債権又は私債権に分類される債権についても、国税徴収法第141条に規定する財産調査権あるいはそれに類する権限を付与するよう地方自治法に規定すること。なお、既存法令との関係性から、自力執行権を求めるものではない。

#### 1 1. 地域未来投資促進法及び農村産業法に係る基本方針の柔軟な運用について

地域未来投資促進法の基本計画の変更に係る国との同意協議において、地域の成長発展の基盤強化と地域経済のより一層の牽引につながるよう、地域の実情に応じて基本方針を柔軟に運用すること。また、農村産業法について、国の定める基本方針に基づき県において基本計画が策定されるが、基本計画の策定に係る国との同意協議においては、基本計画で定める各種目標や土地利用調整などの事項が限定的であると新たな産業の導入が困難となることから、農村地域への産業の導入が積極的かつ計画的に促進できるよう、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うこと。

#### 1 2. 農業振興地域整備計画に係る都道府県知事への協議の廃止について

農業振興地域整備計画を策定・変更する場合、都道府県知事への協議に係る調整について、事務処理が煩雑であること及び協議期間が長期化する傾向にあることから、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削除し、都道府県知事への協議を廃止すること。

#### 1 3. 地方消費者行政強化交付金の財源確保について

業務の増加が見込まれる消費者行政に適確に対応するため、地方消費者行政強化交付金の確実な財源を確保すること。

#### 1 4. 光ファイバ網の整備について

超高速通信回線（光ファイバ網）整備について、国主導による民設民営整備を強力に推進し、時間と距離を超越した新しい働き方や観光施策や地方中小企業のICT化に資するよう、2020年までに確実な整備推進を行うこと。

#### 1 5. 「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化について

「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、国は、市町村が積極的に取り組むべき具体的な施策内容やそれに伴う財政措置を早急に明示するとともに、同法第4条に規定されている「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実」に関して、部落差別に当たると判断する事象を明示する「差別ガイドライン（仮称）」を策定すること。

#### 1 6. 性の多様性への理解促進について

世界的に性の多様性への理解が進む中、日本における、性的マイノリティ当事者を取り巻く状況は、今なお、市民の理解、市民権が得られていないことから、性多様性への理解促進、並びに当事者支援の充実のための法整備を図ること。

## 地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ巨大地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害や原子力発電所事故などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備について、治山事業（海岸防災林造成事業）の対象事業を拡大するとともに、更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

(2) 被災自治体の負担や混乱を軽減するため、有事の際には近隣の県が外部からの支援物資受入れ窓口となり、物資の整理・調整等を行うなどの災害時支援物資相互受入れ態勢の構築を図ること。

#### 2. 災害における被災者生活再建支援制度の充実について

被災者生活再建支援法の適用範囲について、一部地域が同法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、市町村で区切ることなく、全ての被災区域が支援の対象となるよう制度の見直しをすること。

#### 3. 消防体制の充実強化について

(1) 大規模災害発生時には、地域を守る消防団の消防・防災活動が重要であるため、消防団車両の整備・更新について、交付税措置及び緊急防災・減災事業債の対象拡大などの財政支援措置の充実を図るとともに、用地確保等に期間を要する消防水利施設整備について、緊急防災・減災事業債の適用期間を更に延長すること。

(2) 消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線設備の維持管理に係る財政支援制度を創設すること。

#### 4. 災害廃棄物処理計画策定等支援及び災害廃棄物仮置場確保・広域瓦礫埋立護岸整備の支援について

- (1) 具体的かつ実効性の高い災害廃棄物処理計画の策定及び同計画の推進に必要な調査検討等業務に要する費用について財政的支援を行うこと。
- (2) 事前の災害廃棄物対策の重要性を踏まえ、市町村が災害廃棄物仮置場として利用を希望する国有地及び県有地について、その利用が可能となるよう、関係者と協議を行うための体制整備などを行うこと。
- (3) 大規模災害発生時に生じる広域瓦礫の処分先について、御前崎港西埠頭地頭方を受入れ先とすることで広域瓦礫の迅速な処分が可能になるため、御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸を整備すること。

#### 5. 建築物耐震・防火対策の促進について

- (1) 木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であり、社会資本整備総合交付金等一戸建て住宅に対する耐震改修等への財政措置を継続、拡充するとともに、昭和56年6月1日以降に着工された新耐震基準の家屋も補助対象とすること。
- (2) 地震時の防災拠点となる避難所や消防器具庫等の耐震化について、十分な予算を確保すること。
- (3) 大規模地震発生時における電気火災を防止するため、出火防止に効果的な感震ブレーカーの設置に係る財政支援制度を創設すること。

#### 6. 海岸堤防整備、ダム建設、河川改修事業等の推進について

- (1) 増加する集中豪雨や水害の未然防止対策として必要な整備をする普通河川改修に対して、社会資本整備総合交付金の対象となるよう制度改正を図ること。
- (2) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダム本体着工を早期に実現すること。
- (3) 木曾三川下流域は日本最大の海拔ゼロメートル地帯にあり、南海トラフ巨大地震で液状化などによる甚大な被害が想定されており、堤防の耐震対策の進捗が図られるよう、平成27年度で終了した全国防災事業に見合う財源を確保すること。
- (4) 一級河川における河川整備計画に基づく改修事業について、所要予算額を確保し早期完了を図るとともに、堆積土砂撤去や雑木伐採等の河川維持管理に係る財政措置を講じること。また、河川流域の洪水対策として、建設中のダムの早期完成を図るとともに、建設及び維持管理に係る利水者負担の軽減を図ること。
- (5) 直轄海岸保全施設整備事業の着実な推進、早期完了に資するため、整備事業予算額の増額確保を図ること。また、漁港の防災・減災対策や施設の長寿命化対策を推進するため、漁港海岸事業や農山漁村地域整備交付金など漁港の海岸保全施設整備に係る財政支援措置を拡充すること。
- (6) 河川上流域の土石流災害を防止するため、砂防施設整備を推進し、早期完了すること。

- (7) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側の堆積土砂を下流側に流出させる事業や防災機能を保持しつつ下流への土砂供給を図る砂防事業、ダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。
- (8) 内水排水施設については、治水対策上極めて重要な基盤施設であるため、河川ポンプ設備の老朽化に伴う補修計画策定業務及び補修工事を対象とした補助制度を創設すること。
- (9) 排水機場への非常用発電設備の設置については、農村地域防災減災事業による排水機場設備工事において、新設の排水機場のみを補助対象としていることから、既存施設に対する補助制度を創設するなど財政措置を講じること。
- (10) 遠州灘沿岸は砂浜の侵食が進んでおり、高潮や高波、津波などの被害により、地域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、天竜川からの土砂供給の回復に向けた「天竜川ダム再編事業」を含む土砂管理対策の推進や、河道内掘削により発生した土砂による養浜事業への活用等、遠州灘海岸の総合的・広域的な海岸浸食対策を推進すること。
- (11) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防の整備や河道掘削などの対策を実施する準用河川改修事業の補助対象要件の緩和及び十分な予算確保を行うこと。
- また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備支援を行うこと。

## 福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険実現のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、安定財源を確保するとともに、国庫負担率の引上げや地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止するなど、必要な財政措置を講じること。
- (2) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料(税)率等の算定に必要な確定係数については、早期に提示すること。
- (3) 国民健康保険制度の改革において、県が運営全てにおいて主体となり、保険料率の統一をはじめとした制度の安定化に向け、保険者として広域化、事務の効率化を推進するよう制度を整備すること。
- (4) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減するとともに、低所得者層などの負担軽減のため、財政支援措置を拡充強化すること。
- (5) 国は、子ども医療費助成の現物給付化を実施する地方自治体への国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置を未就学児まで廃止するが、更に対象年齢を引き上げるとともに、福祉医療費全般にも拡大すること。

#### 2. 介護保険制度について

- (1) 普遍の介護保険制度の構築に向け、年齢や要介護状態となった要因等に関わらず、全ての人が必要な時に介護が受けられるよう、介護保険制度と障害福祉制度の統合を図り、年齢や障害種別に関係なく長期継続的な相談・支援が可能な普遍の介護保険制度を構築すること。また、そのために、介護サービスの提供に要する費用は、原則として全ての利用者が相応に負担したうえで、社会保険料を負担する被保険者の年齢を20歳以上まで拡大し、社会的弱者を国民全体で支え合う制度とし、持続可能な財政基盤を構築すること。



- (2) 介護保険制度の改正により、国の方針のもと在宅療養を推進していくなかで、各自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による事業とすること。
- (3) 介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知徹底を図るため、各自治体及び介護保険適用除外施設への制度の周知に取り組むこと。又は、届書の提出がなくても介護保険法の適用除外になるよう制度の改善を図ること。
- (4) 離島に所在しない事業所が、離島に居住する要介護（要支援）者に介護保険サービスを提供し、かつ渡航費を負担した場合、渡航にかかる経費を介護保険事業費補助金の対象とすること。また、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業について、通所系サービスも対象とすること。

### 3. 少子化対策について

- (1) 全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来、国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するなど、公平な制度となるよう国の責任において制度化すること。
- (2) 保育施設の待機児童解消に向けて、保育の質に影響しないよう配慮したうえで、施設要件の緩和等、規制緩和をはじめとした即効性のある解消策を講じること。
- (3) 待機児童を解消するためには保育士の確保が必要であるが、保育士については、専門性を要し責任が重く重労働でありながら他業種と比べ給与水準が低いため、公定価格において処遇改善の拡充強化に取り組むこと。

また、保育従事者の資格要件の緩和や職員配置基準の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

### 4. 子ども・子育て支援対策について

- (1) 幼児教育・保育無償化に伴い、地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう、十分な財政措置を講じること。
- (2) 「地域子育て支援拠点事業」は、拠点となる場所を決めて実施することとされているが、子育て支援センターが身近にない郊外地区を巡回する「移動型子育て支援センター」についても、同様の目的や役割を十分に果たしていることから、運営費補助の対象とすること。

### 5. 保育所施設等の整備促進について

- (1) 待機児童の解消と地域の実態に応じた公立保育所施設の新築、増築、改築及び耐震化等の整備については、これまでの地方交付税措置とせず、公立認定こども園（保育所部分）の整備に対する補助制度を創設し財政支援すること。
- (2) 公立保育所の移譲を受けた学校法人が良好な保育環境を維持するため実施する施設改修については、社会福祉法人と同様に保育所等整備支援事業の補助対象とするよ

う制度を拡充すること。

- (3) 保育士確保や職場環境の改善、業務負担軽減等の課題は官民共通であることから、ICT化推進等環境整備を行う公立保育園に対しても国の財政的支援を講じること。

#### 6. 放課後児童クラブの充実強化について

- (1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱において小規模クラスの放課後児童クラブは基本額が低く設定されているため、補助基本額を見直し財政支援を拡充するとともに全ての放課後児童クラブが対象となるよう補助要件を緩和すること。
- (2) ひとり親家庭の保護者が安心して就業でき経済的負担の軽減が図られるよう、放課後児童クラブの利用料に対する補助制度を創設すること。

#### 7. 障がい者（児）の支援施策の充実について

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がい者（児）の生活に直結した事業を行っているが、給付額の急増に反して事業対象経費に対する補助割合の低下が続き、事業の継続が困難になっているため、現行の負担率である国1/2相当分を確実に交付すること。

#### 8. 特別児童扶養手当等の所得状況届出期間の統一について

受給者側の届出誤りの防止と市町村側の事務処理の軽減を図るため、障害者等に支給される特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の所得状況届出期間を統一すること。

#### 9. 地域医療の充実と医師等の確保対策について

- (1) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、出産のできる医療機関及び産科二次・三次救急医療体制を確保するとともに、産科・小児科医師確保対策を推進すること。
- (2) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等解消のため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成を図ること。

また、地域の基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

- (3) 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師等の育成及び診療・支援体制の充実を図ること。
- (4) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。
- (5) 消費税率の引上げにより病院事業の負担額が増大し、病院経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直すなど、十分な対策を講じること。

また、消費税率10%への引き上げ時においては、診療報酬を課税とした上で「ゼ

ロ税率」を適用し、医療にかかる経費として支出した消費税を全額控除（還付）する  
とした抜本的な見直しを行うこと。

(6) 自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に  
対し、自治体への就業についての広報等の働きかけを行うこと。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

(7) 新たな専門医制度において医師偏在が助長されないよう、医師の地域偏在の根本的  
解決を図るための（仮称）地域医療基本法を制定するなど、国主導による地域医療再  
生策を講じること。

#### 10. 予防接種及び検診事業等の拡充について

(1) 定期予防接種や妊婦検診等の費用については、交付税措置とせず国庫補助による財  
政措置を講じること。また、がん検診の総合支援事業の費用については、途切れるこ  
となく補助を継続すること。

(2) おたふくかぜ及びロタウイルスワクチンの早期の定期接種化を実現すること。

また、定期接種に位置づけられるまでの期間においては、任意接種を助成する自  
治体に対する財政措置を講じること。

#### 11. 生活保護制度の適正化について

(1) 生活保護制度の医療扶助費に対する補助率を引き上げるとともに、地方自治体の財政  
負担が軽減できるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 生活保護制度における稼働年齢層の設定を社会の実情に即して見直し、定時制・通  
信制を含む高校等への進学者を稼働層と扱わず、教育扶助で対応することで学業に専  
念できる環境を整え、卒業後の選択機会の拡充を図るとともに、大学等高等教育機関  
への進学が可能であれば、世帯分離とせず生活扶助の対象とし、加えて給付又は返還  
免除を含む貸与型の財政的支援措置を創設すること。

#### 12. 困難を抱える若者支援に対する財政支援について

困難を抱える若者の支援を各地域で進めるために、子ども・若者総合相談センター  
の設置・運営に係る財政措置を講じること。

#### 13. 国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務を日本年金機構に統一し窓口を一元化すること。また、一元化ま  
での間は、機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置されるよう制度を改善するこ  
と。

## 都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化 について

(東 海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の拡充について

- (1) 地域の安全・安心と暮らしを支え、災害に強い都市基盤の構築や地域経済の活性化に重要な役割を担う幹線道路や高速道路の整備、道路舗装をはじめ、河川や砂防、市街地再開発、土地区画整理事業、都市公園、下水道施設等の社会基盤整備や老朽化対策などを計画的かつ着実に実施していくため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう地域の实情に即した適切な財政措置を継続するとともに、要望額どおり交付するなど十分な配分と予算額全体を増額確保すること。併せて、現行補助制度を確実に継続・拡充すること。
- (2) 都市自治体が管理する橋梁やトンネル、その他道路構造物等の点検及び修繕に係る支援制度を充実するとともに、安全確保や老朽化対策及び長寿命化を着実に進めるため、社会資本整備総合交付金における財政支援措置を更に拡充すること。併せて、橋梁点検業務を起債対象とすること。
- (3) 社会資本整備総合交付金の狭あい道路拡幅整備事業について、狭あい道路の解消は良好な住宅環境の形成を図るほか、防災においても重要な役割を果たすことから事業を継続すること。
- (4) 道路局所管補助事業及び社会資本整備総合交付金事業において、対象外となっている土地の取得に必要な不動産鑑定評価、分筆登記に要する費用を補助対象とするよう制度を拡大すること。
- (5) かわまちづくり支援制度に登録認定された事業について、社会資本整備総合交付金の補助対象事業等として財政支援措置を講じること。
- (6) 力強い地方創生に向け、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるにあたり、都市機能集積や防災性向上、街なか居住の器づくりとして市街地再開発事業等の

促進は極めて重要であることから、市街地再開発事業等にかかる社会資本整備総合交付金を継続するとともに、拡充を図ること。

- (7) 都市公園の計画的な整備を推進し、公園利用者の安全・安心を確保するため、公園施設長寿命化対策支援事業について、社会資本整備総合交付金の十分な財政措置及び対象規模要件を街区公園程度まで拡充するなど採択要件を緩和すること。
- (8) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続すること。
- (9) 社会資本整備総合交付金の効果促進事業について、基幹事業である幹線と接続した枝線を一体的に整備でき、効果的に下水道の供用開始区域を拡大できることから、下水道未普及解消のための末端管渠整備を再度、交付対象とすること。
- (10) 地域防災の強化や安全・快適な歩行者空間の確保、観光振興などを目的とした無電柱化事業を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の安定かつ十分な財政措置を講じること。併せて、無電柱化については、小型ボックス方式に使用する資材が低コストとなるよう、小型ボックス等製品の標準化を進めるとともに、直接埋設方式を早期に実用化すること。

## 2. 道路橋梁事業の整備促進等について

- (1) 地域の発展と安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。
- (2) 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路、国道1号潮見バイパス）について整備促進を図ること。
- (3) 慢性的な交通渋滞の解消や地域経済活動の活性化が期待されることから、国道150号バイパス（榛南・南遠幹線）の未整備区間について、早期の事業着手を図ること。
- (4) 国道1号掛川バイパスと日坂バイパスでは、現在、慢性的な交通渋滞が発生しており、バイパスの4車線化により、交通渋滞の解消、旅行速度向上による企業活動の活性化、交通事故防止が期待されることから、早期事業着手を図ること。
- (5) 産業創出や雇用拡大等の地域活性化に大きな期待が寄せられている東海環状自動車道の西回り区間を早期に完成するとともに、北勢パーキングエリア（仮称）を整備すること。
- (6) 重要な路線である国道21号の6車線化や岐阜南部横断ハイウェイ、国道22号の名岐道路、国道41号、国道156号、国道158号等の早期整備が図られるよう必要な予算を確保すること。
- (7) 熊野尾鷲道路Ⅱ期の早期完成、熊野道路の早期着手、近畿自動車道紀勢線の早

期事業化を図り、セーフティネットとして紀伊半島を一周する道路を早期に整備すること。

(8) 国道1号桑名東部拡幅事業(伊勢大橋架け替えを含む)の事業促進・早期完成、国道1号北勢バイパスの早期整備、鈴鹿四日市道路の新規事業化、鈴鹿亀山道路の都市計画決定、国道23号中勢バイパスの未供用区間の早期完成と供用区間の全線4車線化・立体交差化を図り、恒常的な渋滞の解消、さらには、災害時の緊急輸送路を確保すること。

(9) 名阪国道から新名神高速道を経て名神高速道をつなぐ、名神名阪連絡道路を早期着手すること。

(10) 国道167号磯部バイパス等、伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。

### 3. 国の直轄道路及び河川の整備管理について

国の直轄道路及び河川の整備管理については、国民の生命と財産を守るべく、国土交通省の各地方整備局を存続させ、国が直接関与すること。

### 4. 港湾整備事業及び河川・海岸関係事業について

(1) 御前崎港の多目的国際ターミナルの機能向上を図るため、水深14メートル岸壁第2バースの整備を図ること。

(2) 河川敷内の土地は管理が放置されると大木が生い茂り、大雨の際に流水がせき止められて堤防が決壊する危険性がある。また、河川堤防の嵩増し工事などで、災害防止の観点から迅速な対応が求められるため、河川法による河川区域内の土地として指定されてから20年以上土地の利用がなく、相続登記が放置されている土地について、即時に供託による処理ができる特別措置を創設すること。

### 5. まちづくりの推進について

(1) 地方分権の観点を踏まえ、都市政策・まちづくり計画について、許可基準等を柔軟に運用するとともに、農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計について、国と地方の協力により推進すること。

(2) 住宅地区改良法により建設された改良住宅や、土地区画整理事業の従前居住者に建設された住宅のうち、現在低額所得者に賃貸するために管理を継続している住宅について、管理業務の効率化と入居者への平等なサービスの提供のため、公営住宅法の管理代行制度により一元的な管理が可能となるよう、平成8年法改正附則第5項の規定を準用し、みなし公営住宅として管理代行制度の適用を可能とすること。

(3) まちづくりの推進や災害時の復旧等に有効な地籍調査事業を計画的に実施できるように、十分な財政措置を講じること。

### 6. リニア中央新幹線等の事業推進について

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融资の活用等による支援を継続実施していくこと。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとするとともに、中間駅の概略位置を早期決定し公表すること。
- (2) リニア中央新幹線岐阜県駅の開業に向け、駅前広場等のリニア関連施設や駅アクセス道路の整備など、関連事業に係る都市自治体に積極的な財政支援をすること。
- (3) 首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題として、新幹線新駅の設置が早期実現するよう関係者に対し強く働きかけること。

#### 7. 公共交通政策の推進事業について

- (1) バス路線については、利用者の減少により民間事業者の経営悪化が進行しているが、路線バスは地域住民の足として欠かせない公共交通機関であり、地域間交通ネットワークを確保・維持するため、地域公共交通維持改善事業費補助金の予算を引き続き確保するとともに、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額の見直しを行うこと。
- (2) 高齢運転者の交通事故を抑制するために、高齢者の運転免許証の自主返納を促進していくとともに、高齢者向け公共交通施策が充実するよう、運転経歴証明書の発行手数料を無料化、高齢者向け運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を図る都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助基準額引上げなど財政支援制度を充実すること。

#### 8. 地方鉄道の存続に係る支援について

- (1) 交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額の見直しなど、補助要件を緩和し、経常的に生じる運行維持経費に対しても財政支援を講じること。
- (2) 鉄道施設総合安全対策事業費補助金等について、地域鉄道事業者が設備等の維持修繕を計画的に実施できるよう、所要の財政措置を講じるとともに、事業者に対する運行費補助制度を創設すること。
- (3) 地方公共団体が行う地域鉄道事業者への「維持・管理費」に対する支援について、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援措置を拡充するとともに、特別交付税算入率を地方バスと同様まで引き上げること。また、地域鉄道の利用促進に係る支援制度を創設すること。

#### 9. 上下水道事業等の整備について

- (1) 経営の健全化・安定化を図るため、水道施設の耐震化及び更新を推進していく必要があり、生活基盤施設耐震化等交付金事業の満額内示及び交付率の引上げを

図るとともに、水道施設や水道管路の耐震化及び更新などに係る補助採択基準を緩和するなど、財政措置の拡充を図ること。

- (2) 小規模な複数の簡易水道を統合した上水道事業、または上水道と統合した小規模な旧簡易水道地域事業について、引き続き簡易水道事業と同等の財政支援をすること。
- (3) 下水道施設の耐震化や更新などに係る補助について、十分な予算を確保し、適切に配分するとともに、補助率を嵩上げするなど財政措置を拡大すること。
- (4) 下水道法による事業計画策定等への交付金制度を創設するとともに、計画策定業務については、起債を充当すること。
- (5) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政支援措置を講じること。
- (6) 合併処理浄化槽使用家庭の下水道家庭に対する不公平感を払拭するとともに、浄化槽の維持管理を万全にすることで、水環境の保全をさらに推進するため、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費の1/2を国庫負担とする補助制度を創設するなど、補助金制度の充実及び交付率の引上げを行うこと。
- (7) 汚水処理施設に関する機械設備、躯体及び管渠の処理施設について、現行の補助対象である機械電気設備等の改修に加え、土木施設等改修全般が補助対象となるよう制度を拡充するとともに、官民の所有形態及び施設の処理人員に関わらず補助対象とすること。

#### 10. 生活循環整備に係る支援制度について

- (1) 一般廃棄物処理施設整備事業に対する国の財政支援策である循環型社会形成推進交付金制度は、年度当初から交付申請額を満額交付するよう確実に措置すること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金について、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充若しくは人口要件の緩和を図ること。また、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付対象とするなど、財政措置を講じること。
- (3) 循環型社会形成推進交付金におけるエネルギー回収型廃棄物施設について、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、ごみ発電施設の整備は重要性を増していることから、交付率1/2の対象事業を拡充すること。
- (4) 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費は高度化や全国的な建設需要の高まり等に伴い急激に値上がりしており、起債額が高額となることから、償還期間を延長するよう見直すこと。

#### 11. 事業系廃棄物の定義の見直しについて



廃棄物処理法の定義で、現在、事業系廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分されているが、この区分を廃止することにより、排出事業者は全て産業廃棄物として一括契約が可能となり、手続や分別が簡素化されるとともに、自治体においては一般廃棄物への危険物や処理困難物等の混入が抑制される。また、廃棄物処理業者は産業廃棄物と一般廃棄物で別々の許可を取得する必要がなくなることから、区分を廃止し、事業系廃棄物は全て産業廃棄物とするよう見直すこと。

#### 1 2. 家電リサイクル制度について

- (1) 家電購入者が家電リサイクル法対象商品を購入する場合は、リサイクル料金を前払いで支払い、廃棄する際にはメーカーが責任を持って購入者宅まで集荷するシステムを早急に構築すること。併せて、集荷されずに不法投棄されたりリサイクル家電を自治体で回収した場合には、メーカーが無料で引き取る制度を早急に創設すること。
- (2) 違法な廃家電回収業者が、鉛を含む有害物質の廃テレビブラウン管破砕ガラス等を大量に放置するなどしたため、一般廃棄物の行政代執行で対応しているが、多額の処分費用がかかるため、国・県による財政支援制度を創設すること。また、このような一般廃棄物の処理に、より安価な手法の選択が可能となるよう制度改正を検討すること。

#### 1 3. 亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国は、所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、技術的知見から積極的に参画すること。

#### 1 4. 海洋ごみ・漂着ごみの処理対策について

日常的に漂着する生活系ごみや災害等により発生する流木等の海洋ごみ・漂着ごみについて、現在の抑制対策の継続をしながら、根本的な解決につながる「新たな発生抑制対策」に取り組むとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業において、海岸漂着物の回収・処理事業に係る地方負担を廃止するよう、補助率を見直し、全額国において措置すること。

#### 1 5. 大規模な太陽光発電施設に係る法整備の充実について

- (1) 環境影響評価法について、大規模な太陽光発電施設を環境影響評価の事業対象とするなど、法整備を充実すること。
- (2) 森林法について、民有林区域において特に公益性の高い森林を保全するための新たな制度の創設など、法整備を充実すること。
- (3) 都市計画法及び建築基準法について、大規模な太陽光発電施設は、開発行為の

許可を要するなど、法整備を充実すること。

- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、設備認定前における自治体との事前協議制度の導入など、法整備を充実すること。

#### 1 6. 地中熱の利用促進対策について

低炭素社会の創出と再生可能エネルギーの加速度的な普及促進を図るため、家庭用も含め地中熱を利用した設備導入に関する補助制度の採択基準の緩和や財政措置の拡充を図ること。

#### 1 7. 農林業振興事業について

- (1) 農作業の効率向上、安全確保、農作物品質向上を図り、農業競争力を強化していくため、農作業道及び農業用排水施設の計画的な整備に係る財政支援措置を拡充すること。また、近年、ため池の老朽化が進み、地震や大雨による堤体の決壊リスクが高まっているため、国において財政支援措置を講じること。
- (2) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を創設すること。
- (3) 経営体育成支援事業については、新規就農者優先枠の設定や助成制度を新設するなど、新規就農者が設備投資する際に活用しやすい仕組みを構築すること。
- (4) 特用林産物については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早期に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。
- (5) 中山間農業の維持等を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用し安定的・継続的に事業が実施できるよう、十分な予算措置を講じること。
- (6) 中山間地域における農業生産の低コスト化、高生産性農業を促進し持続可能な営農体制を確立するため、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。

#### 1 8. 鳥獣被害防止対策の拡充について

- (1) 鳥獣被害防止対策実施隊等による有害捕獲を推進し、野生鳥獣による農作物被害を減らすため、頭数調整が最も有効な手段であり、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を継続するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金による財政支援の拡充を図ること。
- (2) 野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等利活用について、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業拡大を推進するとともに、更なる財政支援措置を講じること。
- (3) 平成30年度からの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲上限単価について、獣肉処理加工施設への搬入の際、ジビエ利用とそれ以外の処理の場合とで差額が生じる設定となっていることについて、従事者の理解を得難く、捕獲意欲の減退に繋がる恐れがあることから、見直しを図ること。

#### 19. 森林整備の推進について

間伐や路網整備等が安定的・計画的に実施できるよう、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

#### 20. 水産業における新規就業者の育成支援について

独立自営を開始した新規漁業就業者の定着を図るため、総合的に支援するための対策を講じること。

#### 21. 観光振興について

「明日の日本を支える観光ビジョン」の実現に向け、地域の特色ある優れた景観や魅力ある歴史文化財を活かす事業に対し、保存や継承に多額の費用が掛かることから、総合的な財政支援措置を講じること。

#### 22. 商店街共同施設整備について

商店街のアーケードや街路灯等の商店街共同施設の撤去等について、事業主体である商店街振興組合等に対する補助制度を創設すること。

## 教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 幼児教育・保育の無償化について

国による幼児教育・保育の無償化に向けた取組は、利用者負担がなくなる一方、地方自治体においては、公立施設の利用者負担金が減収となるとともに、私立の認定こども園、幼稚園、保育所に対する施設型給付費等に係る負担が増大するため、地方自治体の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保等に支障をきたすことのないよう、幼児教育・保育の無償化に要する財源は全額国費により対応すること。

#### 2. 小中学校の学級編制標準について

きめ細かな教育指導を実施するとともに、教職員の勤務負担軽減を図るため、小中学校の全ての通常学級の学級編制標準を35人以下とするとともに、教職員の定数増加を図ること。

#### 3. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 学級数や授業時間の増加に見合う教職員定数の改善を図るとともに、都市自治体が行う人的措置に対し、財政支援を講じること。

また、教職員定数については、加配定数及び臨時講師・非常勤講師等の配置拡大で対応するのではなく、基礎定数を根本的に見直し、正規教職員を増員すること。

(2) 免許外教科担任を解消するため、当該教科の免許を有する非常勤講師を配置できるよう財政措置を講じること。

(3) 国において、新学習指導要領完全実施の2020年度までに英語科専科教員の計画的な増員に着手しているが、全国的に均質で充実した外国語教育を行うためには十分でないことから、小学校の英語科専科教員の人員配置定数を大幅に拡充すること。

- (4) 学校における外国語活動や英語教育充実のため、JETプログラムのみに適用されている地方交付税措置の適用を、民間委託契約によるALT派遣や直接雇用に対しても適用するなど、財政支援を拡充すること。
- (5) 大規模校では養護教諭の負担が過大となっているため、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう配置基準について複数配置の拡大など弾力的な運用を図ること。
- (6) 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の複雑多様化に対応するため、社会福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカーの人員及び配置時間数を拡充させること。
- (7) 小中学校に配置されているスクールカウンセラーの人員及び勤務時間数の増加に対する財政措置を講じること。
- (8) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく栄養教諭や学校栄養職員の人員配置基準では、食の安全管理や食の指導等、栄養教諭や学校栄養職員が行うべき職務を十分に遂行できる状況ではなくなっていることから、業務量に見合った配置基準に見直すこと。

#### 4. 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を4人又は5人に引き下げること。

併せて、学級数の増加に伴う必要な財政的支援及び人的支援を講じること。

- (2) 通常学級内において特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、財政的支援及び人的支援の充実を図ること。
- (3) 発達に課題を持つ子どもが増加していることから、幼稚園・保育園及び認定子ども園における支援員設置に係る基準等、発達支援体制に関する基準を明文化するとともに、交付金を創設すること。
- (4) 「特別な支援を必要とする児童生徒」支援のための人的配置について、通常学級に在籍する「支援を要する子どもたち」が増加するとともに多様化する支援内容に対応するため、地方交付税による財源措置ではなく、国の負担による財政措置を講じること。

#### 5. いじめ防止対策について

- (1) いじめ防止対策推進法等を踏まえた取組みを充実させるため、所要の財政措置を講じること。

また、ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールに係る財政支援を講じること。

(2) いじめ問題等の解決に向けた自治体の取組みについて、市民や事業者への啓発活動を補助対象とするよう制度を拡大するとともに、いじめ相談に対応できる専門的知識を有する社会福祉士等の育成を推進すること。

#### 6. 外国人児童生徒の教育支援について

(1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒の小・中学校への就学・編入学の際の日本語や日本の学校生活への適応を支援するための初期指導教室の設置運営にあたり、「定住外国人の子どもの就学促進事業費補助金」の継続及び充実を図ること。

(2) 外国人児童生徒が適切な学習や生活の指導が受けられるよう通訳や学習指導や生活支援等を行う支援員を拡充するための財政的・人的支援措置を講じること。

#### 7. 学校ICT化の支援について

(1) 新学習指導要領の完全実施において、プログラミング教育が必修となる中、各学校において、無線LANの構築やタブレット型パソコンの導入等、ICT環境整備を推進していくため、機器整備及び無線LAN基盤構築費用に対する補助制度を拡充するなど環境整備に係る財政支援措置を講じるとともに、教職員の支援を目的としたICT支援員の育成や派遣に対する補助制度を創設すること。

(2) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理には、多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。

#### 8. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 小中学校の改築、空調設備設置やトイレ改修、老朽化対策等の教育環境改善のための大規模改造事業及び危険改築事業、長寿命化改良事業を推進するため、公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ及び実情に即した補助単価の引上げなど、国庫支援制度を拡充するとともに、継続的かつ確実な財源を確保すること。

また、社会教育施設や公立文化施設の老朽化に伴う改築・改修等についても、財政支援制度を整備し予算確保を図ること。

(2) 教育環境の維持・充実のためには、公立小中学校の適正規模・適正配置を推進していく必要があるが、現行の補助制度、補助割合では用地取得や津波浸水対策に係る校舎等の嵩上げに対する補助がなく、また、昨今の建築単価の高騰等により、現行の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金では事業推進が困難であるため、早急に補助制度を見直すこと。

(3) 校舎等の施設をリースで整備する場合には、学校施設環境改善交付金対象事業と同様に賃借料の1/3を補助すること。

(4) 地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げた上、当初予算中心の交付金採択を進めるとともに、内定時期について、

事務に支障が生じないよう配慮すること。

- (5) 学校施設環境改善交付金について、国庫補助対象であるにもかかわらず国の予算不足により多くの事業について補助を受けることができていない現状であり、このままでは学校施設整備について計画的な事業推進が困難であるため、補助額については満額を交付するよう予算措置を講じること。

また、事務手続きの運用緩和を図ること。

- (6) 学校施設環境改善交付金について、学校トイレの洋式化を推進し、教育環境を改善するため、補助率の嵩上げを行うとともに、優先採択とすること。
- (7) 中学校武道場を新築する際に活用する学校施設環境改善交付金について、平成25年度以前と同様に補助率を1/2とすること。
- (8) 公立学校施設整備工事を夏休み中に実施するため、国庫補助は当初予算で確保すること。

#### 9. へき地児童生徒援助費等補助金の拡充について

小中学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒については、スクールバスの運行が必須となるが、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱では、バス運行委託費の補助対象期間が統合から5年間となっているため、補助対象期間を撤廃すること。

#### 10. 小中一貫教育について

施設分離型小中一貫教育校における乗り入れ授業等の実施を可能とするための人的措置に対する財政支援策を講じること。

#### 11. コミュニティ・スクールの導入促進について

「学校を核とした地域力強化プラン」に基づくコミュニティ・スクールの導入を促進するためには、地域コーディネーター等の配置が不可欠であるため、地域学校協働活動推進事業の維持・拡大を図ること。

#### 12. 就学援助について

高校生への就学援助について、教育機会の平等化を図るためにも、国における施策として高校生に対する就学援助の拡充を図り、高校授業料の無償化を実施すること。

#### 13. 文化財の保全・活用等について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、登録有形文化財を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する国庫補助制度を創設すること。

#### 14. 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高原高地トレーニング

エリアについて、受入体制や選手育成機能を高めるため、ソフト・ハードにわたる総合的な支援を充実すること。